

◎ 制度の取扱

◆加入日（責任開始日）

この制度への加入および増口の時期は、毎月1日です。

◆加入手続き

加入月の前々月20日までに所定の申込書により、所属商工会へお申し込みください。

◆掛金の払込方法

掛金は月払です。

なお、掛金をご指定の銀行口座より、毎月自動的に翌月分を振替させていただきます。

- 【注意】1. 掛金が2ヶ月連続して振替不能となった場合、脱退のお取扱とさせていただきます。
2. お申込後に金融機関・口座等の変更があった場合は商工会までご連絡下さい。

◆加入するときは

全従業員の加入が原則です。ただし、次の方は加入する必要はありません。

- ①期間を定めて雇われている者
- ②試用期間中の者
- ③非常勤の者
- ④季節的な仕事のために雇われている者
- ⑤休職中の者
- ⑥パートタイマーのように労働時間の特に短い者

◆『被共済者証』の発行

ご加入者には『特定退職金共済制度加入者証』を発行いたします。

◎ その他

加入申込書等に記載される個人情報、本制度運営の範囲において利用するものでありその他の目的に利用することはありません。

◎ 引受保険会社

この制度は、奈良県商工会連合会が生命保険会社と締結した『新企業年金保険契約』に基づき運営します。

【引受保険会社】

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合（2014年9月1日現在）による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 シブラルタ生命保険株式会社（17%）【事務幹事会社】

（引受割合%）富国生命保険相互会社（33%）

アクサ生命保険株式会社（10%）

太陽生命保険株式会社（10%）

大同生命保険株式会社（10%）

明治安田生命保険相互会社（10%）

住友生命保険相互会社（10%）

- ◆引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(03-3286-2820)までお問い合わせ下さい。

奈良県商工会連合会 特定退職金共済制度 新企業年金保険

～加入・増口のおすすめ～



ご存知でしょうか？・・・賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

企業を育て地域を伸ばす

奈良県商工会連合会

〒630-8213 奈良市登大路町38番地の1

電話 (0742) 22-4413

FAX (0742) 26-2374

◎ 制度の特色

- ①掛金は1人月額30,000円まで損金または必要経費となります。
- ②この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。
- ③将来支払うべき多額の退職金を毎月平準的かつ、計画的に準備できます。
- ④国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

◎ 制度の内容

◆加入資格および条件

- ①奈良県内に事業所を有する商工業者の雇用する従業員で、年齢満15歳以上満70歳未満の現在、健康かつ正常に勤務または就業している方
- ②全従業員の加入が前提となります。
ただし、事業主、役員（使用人兼務役員は除く）および事業主と生計を一にする親族は加入できません。

◆掛金および加入口数

- ①掛金月額：従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。
なお、掛金には1口あたり80円の制度運営事務費が含まれています。
- ②口数の増加：お申し出により30口を限度として、口数を増加させることができます。
- ③掛金のご負担：掛金は全額事業主負担です。

◆給付金／お受取方法（重複選択不可）

- ①退職一時金：加入者が退職したとき、別表の一時金額が支払われます。
- ②遺族一時金：加入者が死亡したとき、別表の一時金額に「加入口数×10,000円」を加算した金額が支払われます。

◆給付金の受取人

この制度の受取人は、加入従業員です。給付金は受取人名義の預金口座へ直接お振込致します。
なお、本人死亡のときは、労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。
〔注〕給付金はいかなる場合（懲戒免職の場合を含む）にも事業所にはお支払出来ません。

◆解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金が加入従業員に支払われます。
なお、解約手当金の金額は退職一時金額と同額となります。

別表：一時金額表

単位：円

	1口	5口	10口	15口	20口	30口
1年	11,076	55,380	110,760	166,140	221,520	332,280
2年	22,262	111,310	222,620	333,930	445,240	667,860
3年	33,560	167,800	335,600	503,400	671,200	1,006,800
4年	44,971	224,855	449,710	674,565	899,420	1,349,130
5年	56,497	282,485	564,970	847,455	1,129,940	1,694,910
6年	68,137	340,685	681,370	1,022,055	1,362,740	2,044,110
7年	79,894	399,470	798,940	1,198,410	1,597,880	2,396,820
8年	91,769	458,845	917,690	1,376,535	1,835,380	2,753,070
9年	103,762	518,810	1,037,620	1,556,430	2,075,240	3,112,860
10年	115,875	579,375	1,158,750	1,738,125	2,317,500	3,476,250
15年	178,282	891,410	1,782,820	2,674,230	3,565,640	5,348,460
20年	243,873	1,219,365	2,438,730	3,658,095	4,877,460	7,316,190
25年	312,810	1,564,050	3,128,100	4,692,150	6,256,200	9,384,300
30年	385,263	1,926,315	3,852,630	5,778,945	7,705,260	11,557,890

〔注1〕給付額は、商工会連合会特定退職金共済規約に基づく金額であり、将来の社会情勢により改定されることがあります。

〔注2〕年の途中で脱退または死亡したときは、月単位で計算された金額が支払われます。